

第 3 2 回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日 (火)

午後5時31分 開会

事務局（保田） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第32回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催します。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまことにありがとうございます。

議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます、千葉県河川整備課の保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認ですが、次第、そして資料1、第31回委員会結果概要、そして資料2、平成22年度市川海岸塩浜地区護岸検討委員会第1回勉強会の開催結果概要、資料3、1丁目の護岸構造について、そして資料4、2丁目2期地区バリエーションについて、そして資料5、2丁目1期地区バリエーションについてです。最後に第33回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会に対する意見ということで、A4の紙1枚がついていると思います。不足等ございますでしょうか。

委員の皆様のお手元には、三番瀬再生計画に係る資料をつづった青いファイルを置かせていただいております。このファイルは次回以降も使用しますので、お持ち帰りにならないようにお願いいたします。

委員の出席状況でございますが、倉阪委員、清野委員、宮脇委員におかれましては、所用により欠席する旨、事前に連絡を受けております。

なお、歌代委員については、少しおくれていらっしゃるということで、連絡をいただいております。

それでは、これから議事に入らせていただきたいと思います。

本日の主な内容は、塩浜1丁目の護岸構造と2丁目護岸のバリエーションについてです。議事の進行は遠藤委員長へお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

遠藤委員長 それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

まず報告事項の2つについては、いずれも開催結果概要ということで関連がありますので、1番目の31回護岸検討委員会の開催結果概要と、2番目の平成22年度第1回勉強会の開催結果概要について、まず事務局から続けてご説明をしていただきます。

ではお願いします。

事務局（白藤） 千葉県河川整備課の白藤と申します。座らせて説明をさせていただきます。

では事務局から、報告事項の第31回委員会の開催結果概要を説明します。

資料1をごらんください。

平成22年8月3日、本日と同じこの会場の千葉県国際総合水泳場で開催しております。

まず報告事項として、第30回委員会の開催結果概要、また2丁目緑化試験及び砂付け試験と現場見学会の結果概要について事務局から報告させていただきました。

主な意見及び対応等としては、海砂のほうが購入砂に比べて生育状況がよいように見えるがどうかとの意見に対し、雑草によりそのように見えるが、試験対象種のみで比較すれば大きな差はない。

また、砂付試験でゴカイ類は確認できたかという意見に対し、多少確認できたと、それぞれ事務局から回答しております。

次に議題でございますが、議題は1つでした。2丁目(1期)地区前の護岸バリエーションについてさまざまな視点から意見をいただきました。

主な意見と対応を記載しておりますが、長時間議論していただきましたのでボリュームがございます。時間の都合上、説明はこの中でも本日の議題に関連したものとさせていただきます。

上から3つ目ですが、50メートル区間のバリエーションの階段ブロックは具体的に決まっているのかという意見がございました。これに対し、階段ブロックにすると決まっているだけで厳密には残っているという回答をしております。この後議題で皆様にお示しして、意見をいただきたいと思っております。

裏面に移っていただきまして、一番上でございますが、公園前のバリエーションは三番瀬の玄関口と考え、50メートル区間とは違ったバリエーションを求めるべき。

また、上から8番目に、親水性は、市川市民が求めることだと思つと。砂をつける、つけないの話は別として、水に近づく、触れるといった親水性を求めているのであれば、それに沿った考えで検討すべきとの意見がございました。

また、下から2番目の、海におりたいと希望する人は結構いるように聞いている。海に入れるということは大事ではないかという意見と、一番最後に、浦安や船橋は水に入れことができ、ここだけは入れることができない、昔のような大規模な砂浜は無理と思うが、大部分の人が海に入りたいと希望しているという意見をいただきました。

そのときの委員会のまとめとしては、親水性があって楽しめる場所にしたいというのが会の総意であるという、このイメージをもとに検討を進め、9月の上旬に勉強会を開催するというのが前回の委員会の結果概要でございます。

資料1の説明は以上です。

引き続き勉強会の開催結果について説明します。

お手元の資料2をごらんください。

本日の委員会に先立ち、9月8日、台風が接近した日でしたが、葛南地域整備センターで事前に勉強会を開催しました。

足元が悪い中にもかかわらず、委員の6名を含む27名の参加でした。

議題は、1丁目の護岸構造についてと、2丁目の護岸バリエーションについての2つでございました。

概要でございますが、まず1丁目の護岸構造については、構造性能比較検証フロー、護岸の基本断面についてアニメーションを用いながら説明し、意見交換を行いました。

主な意見等でございますが、資料では、波向きが護岸に直角に当たるようになっているが、経験から南西の風向きのときに波が大きく感じるという意見がございました。

また、2丁目のバリエーションについてでございますが、最初に2期地区前のバリエーションの階段ブロックについて、事務局から、経済性と景観の理由から、曲線タイプで2トン型の大きなブロックを選定することで説明しました。

これに対する主な意見でございますが、急いでいる事業なので、事務局案でとりあえず実施してみてもという意見もありましたが、三番瀬オリジナルとしてももう少し工夫ができないかと。ほかの施工例をいろいろ見ながら決めたらいいのではないかと意見をいただきました。

また千葉大の景観専門の宮脇委員にも、この勉強会の前にこの資料を確認していただいておりまして、宮脇委員からは、デザイン上はどれもよくないと。お金よりもものづくりの上でもっと大切なものがあるのではないかとこの厳しい意見をいただいたことも勉強会で報告しております。

勉強会のまとめとしては、いただいた意見を踏まえ、再検討して、次回の委員会　今回です、ね、に提案したいと。しかしながら、工事のスケジュール上もありますので、次回の委員会でタイプを決定したいということでしております。

次に、公園前のバリエーションについても勉強会で議論いたしまして、この後出しますが、事務局案を提示し、意見交換を行いました。

主な意見ですが、バリエーション構造に関するものとして、砂や潮だまりがあってもおもしろいのではないかと、これから工事する2期地区前のバリエーションを見てから決めたらいいんじゃないかと。裏面に移っていただいて、砂付け試験が好調のため、陸側に断面を切り込

んで砂をつけられないかという意見をいただきました。

会としては、いただいた意見を踏まえ引き続き検討していくことでまとめとしております。

以上が、勉強会の結果概要でございます。

資料2の説明は以上です。

遠藤委員長 ただいま2つについてご説明いただきました。何かありましたらお願いします。

はいどうぞ。

三橋委員 1なのですが、確認です。

議題の2丁目のバリエーションの下のほうに、市川市の方の話だと思うんですが、まちづくり地区は用途変更を行う予定か、これに対して、まちづくりができ上がった段階で変更する手法をとろうと思っているということなんですが、まちづくりができ上がった段階というのは、区画整理の換地処分が完了してから、それとももっとあいまいなんですか。

遠藤委員長 はいお願いします。

田草川委員（代理：東條） 市川市です。再開発関連の地区計画というのがあって、建物が建ってからですね。完全に……

三橋委員 建物が建ってから。

田草川委員（代理：東條） はい。そういう土地利用が確実にってから用途地域を変更するというような地区計画があります。

三橋委員 はいわかりました。

遠藤委員長 はいどうぞ。

後藤委員 資料2の、1ページ目の下から5行目です。海岸保全区域は変更できないか。事務局回答として、前回の議論でも海岸保全区域は変更しないことが話されているということなんですが、前回の議論というのは、今資料1でやったほうの護岸検討委員会での議論ということですか。

遠藤委員長 今のは、勉強会のほうの話ですが。

後藤委員 そうです。資料2の表のページの下から4行目。前回というのはどの議論ですか。

事務局（白藤） 前回というのは、この前の31回の話ですね。

後藤委員 それで、31回の議事録を見ると、こういう事実は書いてないし、あのときは、海岸保全区域を変更するしないじゃなくて、工事がおくれたら困るよという話と、将来に向けて整理をしていきたいと思いますという話しか、僕、いただいた議事録を確認したんですが、それしか書いてないんで。海岸保全区域は変更しないことが話されているというのはいいんですけど

れども。そういう意見があったということならいいんですけれども、しないということは明確にどこの1行も出ていなかったと思うんですが、結論としてですね。その確認だけお願いします。

遠藤委員長 その辺はいかがですか。

事務局（白藤） では後で確認いたします。

後藤委員 はいお願いします。そのときは、多分海岸保全区域の話になっちゃうと大変なんで、とりあえず胸壁の分も含めてきちんと整理をしていきたいと思いますという議論だったと思いますので、その点だけ指摘したいと思います。

以上です。

遠藤委員長 それでは、再度確認をしていただくということにします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。結果概要ということで、また何かありましたら意見をいただくということにいたします。

それでは、次の議題のほうに進めさせていただきます。

次に議題に入りますけれども、まず1丁目護岸構造についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（横須賀） 政策企画課の横須賀です。私のほうからは、1丁目の護岸構造についてということで説明させていただきます。

資料の3をごらんください。

資料3ですが、最初に、これまでの経緯ということで、基本断面の決定という欄がございます。

5月の30回の委員会で護岸の基本構造というのは下の図のとおり2割勾配の被覆ブロック案を採用することとなったところでございます。

それで、今度は一番下の管理面からの課題というところがございますが、これで、安全確保という観点から、立ち入りを防止するため表面の被覆ブロックを下げることも可能である旨、この図のとおり前回資料にも赤字で示しているというところでございます。

また、今度は右側に行きまして、30回の委員会の主な意見をこちらに表にしております。

主なところを読ませていただきますと、 1番、護岸の基本断面については、2番目ですが、護岸構造の検討のほか波返しの形状に関する検討も必要だと。

あと、 3番では、護岸のブロック形状についてどのブロックが適しているのかも検討してほ

しい。

また、 番では、越波の再現検討ということで、10年ほど前に浸水したときの状況を再現して検討してほしい。その場合については、10年前の浅くなる前の海底地形を用いて、越波を再現して検討してほしいと。

そしてまた、 、 につきましては、護岸のバリエーションについて、さまざまな意見も伺っております。

こういったご意見を踏まえまして、今回は、まず立ち入りを抑止するということを踏まえた修正を行うことと、また、越波の抑制効果がどのように見込めるのかというのを検証いたしまして、それによって断面の一部を修正していくというような検討を今回行っております。

次のページを開いていただいて、2ページ目です。

こちらに護岸の基本断面の修正方針という図面がございますが、先ほど立ち入りを抑止するというお話をさせていただきました。この中で、右側のオレンジ色の四角にもありますが、基本断面の修正方針といたしまして、防護柵の設置基準というのがございます、そこに柵の高さ1.1メートルというのがございます。それを準用いたしまして、このパラペットと差を1.1メートル設けまして、立ち入りを抑止するということを、そういう修正をして、この断面を基本に越波の検証を行っていくということにしております。

次の3ページをごらんください。

ここからが越波検証のフローを示してございます。

検証の目的というところがございますが、護岸の形状に関する越波の低減効果を検証するために、平成13年の15号台風時の海象条件を数値シミュレーションにより比較検証を行うということにしております。それがこのフローに基づいてやっているというところです。

ここで5ページを開いていただけますか。

こちらの右側に当時の被災状況という写真が載っているんですが、これが当時13年の台風15号の被害状況の写真です。市川市さんのホームページのほうから記載させていただいていますが、上の2つのほうが塩浜1丁目付近、そして下の2つの写真が2丁目付近の被災状況の写真を参考につけさせていただきました。

これで、また3ページに戻っていただきたいと思います。

それではフローを簡単に説明いたしますが、 、ここでは、台風15号の波浪、潮位等の実測データを入手しております。

そして では、これから先、 で行います越波の再現計算の検証に活用するために当時の越

波状況を行徳漁協さんにヒアリングをして、その波の状況等をお聞きいたしました。

次に、 番です。

番は、 でのデータをもとに波高分布計算を行いまして、1丁目地先の波高を算出しております。

これで、今度は4ページのほうをごらんください。

こちらには漁協前面海域の地形変化についてということで書いてありますが、30回の委員会の意見といたしまして、10年前の浅くなる前の地形を用いて検討をという意見がございましたので、波高計算に当たりまして地形変化についても検討しております。

この4ページの左側の図5です。この図5のほうが平成12年と20年のAP+0.0メートル以上のラインを示したものです。20年が赤のラインなのですが、こちらのほうが比べてやや広がっているように見えるという状況です。

それで、下の図6ですが、こちらにつきましては、地盤高の変化状況を示しております。これを見ますと、航路のところが深くなっておりますが、航路沖の浅場の変化というところは赤と青につきましてはほとんどなく、著しい変化は見られないというような状況です。

それで右のほうに移っていただきまして、この護岸性能検証で用いる地形条件というのは、こういうところでは2つ目のポチですか、ここで、それぞれの地形に基づく計算を行いますと、一番最後のほうですけれども、平成12年と比較して、20年の地形に基づく波高分布は全体的に低くなるという傾向が見られるというところで、今回の検証につきましては、より危険側となります平成12年の地形条件に基づく波高分布を用いることとしております。

それでは、また3ページに戻っていただきます。

ここで、先ほどの3番によって波高をつくって 番になりますが、この で算出した波高を用いまして、被災時の越波状況の再現を行うものでございます。

それでは、スクリーンのほうをごらんください。

あわせて5ページ目も開いていただきたいんですが、5ページの右側には越波状況の再現性ということがございまして、ここで被災当時の越波状況というのはしづきではなく水塊が護岸を越えて大量に打ち込まれる状況ということで、これを再現するのに砕けた波による水位上昇を推定しまして、水塊が護岸を背面に打ち込まれる状況、スクリーンを見ていただくとアニメーションでありますけれども、そういった状況を再現しております、被災当時の越波状況に近い現象を再現するという作業を行っております。

次に 番ですけれども、再現をした波を、航路幅が広く波が減衰しにくい地区、中央部です

ね、右側に写真があります。赤い位置になります。今再現した波は、漁協前で再現した波と、それを航路幅 最も中央部の危険側ですけれども、護岸形状の違いによる比較検証を次に中央部で行っております。

それが比較したのが6ページになります。

6ページには、比較検証結果一覧ということで、ケース1からケース4まで書いてございますが、ケース1につきましては、現況護岸、概略図を見るとその形状がわかります。そしてケース2というのが、被覆ブロックを切り下げる前の基本断面と書いてあるところです。そしてケース3につきましては、基本断面から被覆ブロックを切り下げた形状、それでケース4につきましては、ケース3に加えて波返しです。パラペットに、ポンチ絵ですけれどもRがついているのがわかると思います、それをつけたもの。この4つについて、それぞれの越波状況についての検証をしました。

それで今、アニメーションで既設護岸を見ていただきましたので、次にケース2、基本断面のほうをまたアニメにしてありますので見てください。

基本断面ですと、波がのり面を上って越流するといったような現象が多少あるというところで、このような状態になっております。

次に、ケース4です。こちらが被覆ブロックを下げて波返しをつけたものということで、同じ波を当てていると、波返しで波が返る様子が見られると思います。ただ大きな波が来たときに、このように越波するという場合もございます。

このようなケース4までの検証をいたしまして、表の中段にありますケース1を基準とする越波低減効果という欄がございます。こちらにつきましては、ケース1を現況の護岸を1といたしまして、越波量をどれだけ低減できるかということに記載してございますが、ケース4が右にしたがって低減効果が高いということで、ケース4では約9割の低減がされると。またこの括弧書きのほうは63%低減でございますが、この括弧書きのほうは下に がございますが、ピーク量を含んだ場合ですね。たまに大きな波が来ますから、そういうものを含んでも63%の低減で順位は変わらないというところで、これによりましてケース4の性能が一番高いということが示してございます。

そして、最後に7ページになります。

このような検討をいたしまして、もっとも越波性能が高いケース4です、こちらを基本断面といたしまして、さらに詳細な検討を今後進めていきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上です。

遠藤委員長 ありがとうございます。

今、1丁目の護岸構造を決めるということについて、これまでも何回かいろいろ打ち合わせをしてきましたけれども、詳細にご説明がありましたように、必要最小限のことをしっかり押えて、さらに具体的なシミュレーションなどを行って、そしてもっとも効果のあるものということで、ケース4に準ずる断面が提案されたということです。

結果を見ておわかりのように、越波ということが非常に大きな課題になっておりましたので、その点を十分配慮した断面が提案されているが、それについては、設計波高とか、設計周期とか、あるいは地盤の変動の様子なども考慮して、地盤の様子等については、常に変動がありますので、あるときの状態ということですが、多少そういう傾向もあるだろうということで、そういったことも考慮されているということでございます。

それで、ちょっと私のほうから伺いたいのは、このシミュレーションの内容なんですけれども、これは設計波高が規則的に来ているという条件での越波量をシミュレーションしているということでしょうか。

事務局（横須賀） そうです。はい。

遠藤委員長 ということですね。

国際航業（小澤） 越波の検証のほうを担当しました国際航業の小澤と申します。よろしく申し上げます。

今回対象とした波は、2丁目で検討している50年確率波、30年確率波と言われる、いわゆる海岸保全区域の中の構造物の諸元を決める設計波高ではございませんで、実際この1丁目で過去に起きた最大級の気象擾乱の波を対象にしております。

遠藤委員長 その波が繰り返し来るという形で越波を出しているということですね。

国際航業（小澤） そうです。今回は、短期間に、1丁目の前面では越波が生じたということを知っており、それによって、かなり浸水が起きたということで、規則波的に波を与えて計算をしております。

遠藤委員長 今、質問した内容は、実際には不規則波ですので、大きい波も小さい波もいろいろあるわけです。そこで設計波が1つ決まってくるとある波が決まるわけですが、計算上は、そういう波が繰り返し繰り返し、同じ高さの波が繰り返し繰り返し来るといった状況の計算、あるいはシミュレーションをやっているということです。ですから、実際には、その間にもっと小さい波があったりするわけですが、ある面では危険側といえますか。それと実際にこういった規則波で計算した場合と、あるいは実際不規則波でやった場合と、どのくら

い差があるかというのがあるんですけども、実際は余り差がなく特に実験結果などでは余りないというふうに言われていますので、その辺は危険側で計算しているということです。

これで1丁目に関してはとりあえずこういう断面で考え、さらに断面の表面をどうするかとかいうことはまだ残っていますけれども、とりあえずこの断面の形状として今の検討の結果、ケース4という形のもので行くと、それが7ページにあります。こういう形で行きたいということでございます。ですから、まずこの断面そのものがこれでいいかどうか、これが決まれば、今度は被覆部分のところとか、また次の検討に入るといった形になります。

いかがでしょうか。

松崎さんどうぞ。

松崎委員 ケース4で、今シミュレーションを見させていただきましたが、これだとかなり波の返しもできるということで、これはほぼ決まりですか。

事務局（横須賀） 今、ご提示したようなケース4で進めていきたいと思っております。

遠藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

後藤委員 あれは概算のときにもそんなに高くない、同じということですので、予算的にも悪くないということだと思っんで、いろいろ議論して、波返しをどうするかという議論をしてきたんで、それが効果があるということなんで、いい形に議論できたかなと思っています。以上です。

遠藤委員長 では、1丁目に関しては、この断面で行くということで次に進めるということで、よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

遠藤委員長 ありがとうございます。

それでは、1丁目の件についてはそのようにさせていただきます。

では引き続きまして、2番目の議題になります、2丁目護岸バリエーションのうち、2期地区のバリエーションについてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局（白藤） では、2丁目護岸バリエーションのうち2期地区のバリエーションについて説明します。

お手元の資料4をごらんください。

資料の中央にバリエーションの平面図、下に横断図がございます。このバリエーションのレイアウトについては、これまでの委員会でご了承いただいておりますが、先ほどの報告事項の際にも説明しましたが、前回の委員会にもご意見があったとおり、中央部の階段ブロック等の

詳細については、まだ皆様にご提示しておりませんでした。ですので、今回バリエーションのこの両端、この図面の上と下の石積階段及び中央の階段ブロックについて説明させていただきます。

まず、両端の石積階段ですが、幅員は約5メートルです。イメージ的には、一番下の横断図2のような配置を予定しております。

階段の踏幅とけ上げについては、その右側にありますように、踏幅を約45センチ、け上げを15センチとしております。

参考に、その図の上にバリアフリー基準というものをつけましたが、これを見ても、け上げが赤いところなんですけれども、け上げが約12から13センチ、踏幅が36から39センチと照らし合わせてみても若干上回る程度となっており、ほぼ同じような寸法となっております。

続いて、階段ブロックについて説明します。

階段ブロックについては、勉強会や宮脇委員の意見を踏まえ、遠藤委員長と相談しながら、この場所をオリジナルにこだわり、資料2枚目 次のページですね。に何パターンかアイデアを出してみました。いずれも消波根がためブロックをベースに、レンガや資材を埋め込むことにより、三番瀬オリジナルとしてデザインを試みようとするものです。

この資料についても、事前に宮脇委員に見ていただきまして、宮脇委員のほうからは、レンガよりは自然石のほうが好ましい。そして、コンクリートの表面をできるだけ小さくするように努力してほしいというような意見をいただいております。

組み合わせ等を考慮するとパターンは幾らでもありますので、事務局としては、まずはこのようなアイデアを基本として、構造的な安定性、利用者の安全に配慮したデザインを選定し、整備させていただく方針としております。早急に工事発注手続きに入りたいため、最終的なデザインやパターンについては、事務局で判断をさせていただきたいと思っております。ご理解とご協力をお願いします。

資料の説明は雑駁ですが以上です。

遠藤委員長 今、ご説明ありましたように、こちらのほうは、第2期のほうの全体50メートル区間の両側の階段の部分です。それから真ん中のブロックの部分と、実質は幅が15メートルということです。そこにつきましては、前からもいろいろ提案がありましたように、資料の4にありますように、左側の写真のような茜浜のような案が提案されていたんですけれども、やはり景観上余りよくないということで、いろいろ検討されて提案されている。

実は、私のほうもいろいろ調べまして、なかなかいろいろなブロックの組み合わせができる

というのは実際は少ないんです。1つブロックの種類が決まると、別なもう1種のものは、絶対かみ合わないということです。それから大きさも1.5メートルぐらいが標準なんですけれども、平均的には大体1.5メートル角ぐらいのものしかないということで、なかなかこれいろいろ条件がありました。調べていく中に、実際にはまだ余り多くは使われてないというブロックも結構ありまして、そういったものがちょっと目につきました。事務局とも話しまして、あちこちいろいろ調べてみましたら、ここに掲げているものは、例えばですけれども、2ページにありますように、左側のレンガを張ったようなイメージをつくったんですけれども、これは階段状になるブロックなんです。ですから、それに、例えば右のほうにありますように縦に張るとか横に張るとかというバリエーションができます。

それから、さらに右のほうは、前回の委員会でちょっと私のほうでアイデアとして出しました、ベンチのような大きな石を置いてというようなことをする場合の話なんですけれども、こちらのブロックは、いわゆる階段ではなくてのり面の部分です。

それから、下のほうは、同じく階段の部分のものと、それからのり面の部分を織り交ぜるんですけれども、形状がかなり違うもので組み込める例です。

それから、右側の下のほうは、今度は同じ形をしているんですけれども長さを倍にできるとか、そういうことができるような型枠中にはあるということなんです。

実は、結構まだ種類がいろいろありまして、ここにありますがものは実は階段状になっているものもスロープになるものもいろいろありますけれども、これらのブロックは全部並べようと思うときちゃんと組み込みができるんです。大きさもかなり違うんですけれども。そういうようなものが見つかりまして、そういったものを織り交ぜて、表面に仮に色をつけるという意味で、レンガなどがあります。これはつくるときに埋め込んでしまおうということなんで、多少手間がかかりますけれども、コンクリートの部分が減ってくるということがあります。景観を考慮した例として、河川敷の中では行われている。また、河川の護岸でも行われているということで、これなかなか絵が難しいもので、パソコン上でつくっていますからレンガが置いたような形になっていますけれども、これに色がつきますとかなり様子が変わり、それから組み合わせもたくさんありますし、色も、例えば貝殻をうまく織り込むとか、玉石を入れるとか、それからレンガを入れるとか、レンガも四角いものもありますし、曲線になったものもありますから、そういうことがこれはできる。

ブロックは、縦型で打つ場合と平型で打つ場合があるんですけれども、こういうふうに平らにしておいて、上の型枠がないブロックについてはそういったことができるということです。

しかも、横の組み合わせが結構自由に組み合わせができるというものが見つかったということで、こういったものを使いますと、よそにはないユニークなものができ、景観上、ある程度クリアできるようなものが十分つくれる。ですから、ここでは、こういったものを織り込んで、少し景観上いいものにして、レンガがいいか何がいいかというような議論残りますけれども、そういう形のものができるようなものを採用して、さらに全体の計画といたしますか、案を考えていくというご提案です。

いかがでしょうか。

でき上がったときのイメージがありますのでちょっと二、三ごらんいただきます。

それで、これは重量も幅も実は結構変えられるんです。そういうものが見つかったということです。

あくまでもイメージなんで、1つの例ですけれども、こういうふうに河川なんかでは使われている例があるんです。ブロックにこの場合は玉石が入っているんです。それで、結構コンクリートのイメージからかなり変わってきている。日が当たったりするとちょっと色も変わるということです。

これは、平型のブロックであればどういう形でもつくれるわけです。これが、河川の護岸ですけれども、こんなようにブロックが入ってはいるんですけれども、石の入れ方とか、いろいろあります。こんなようなイメージのものでできるということです。

これが1つでき上がったもので、こういうような形で、いろいろなものが織り込もうと思えば織り込めるとということです。

これは何個かいろいろつくった例です。

これは埋まったところですが、つくるところの絵が1枚あったんですけれども。ちょっとつくるところの絵はなくなりましたね。

これは、こういう形で、結構、やはりここの場所も、ともかく景観を重視する、環境を重視するということから採用されたんで、こういう例はたくさんいろいろ探しましたけれども、ほとんどないですね。ですから、こんなようなイメージのものが、こういうものでできるということです。

形はまだいろいろありますので、また工夫をすればいいんじゃないかと思っております。

ちょっとコメントをさせていただきましたけれども、何かご質問ありますでしょうか。

はいどうぞ。

榊山委員 まずちょっとはつきりわからないところがあるので確認させていただきたいんで

すが、のり面というか、斜面にするのか階段にするのかどちらに。

遠藤委員長 ここは階段にするということになっております。

榊山委員 階段ですよ。それで今の見せていただいたブロックでも階段できるんですか。

遠藤委員長 いや、ここにありますが、例えば.....

榊山委員 1.5メートルの幅だっておっしゃっていたので。

遠藤委員長 この図の左側にあるのは、これは階段になるものですね。ちょっと見た目では余り階段のように見えませんが、そういう間に階段じゃないものもこのブロックの場合は織り込めるといことです。ですから、階段状にしてしまえば、右の下のように、こういう長いのもあるんですけども、真ん中に階段じゃないのも織り込もうと思えば織り込めるといことで、バリエーションがありますといことです。ですから、階段状にするすれば、左側の上のもの、あるいは右下の長い部分、そういったものが使えと。

榊山委員 階段にする場合には、大きさが、前のページのTの幅の.....

遠藤委員長 踏みしるとけ上げの問題ですか。

榊山委員 ええ。幾つにできるんでしょうか。

遠藤委員長 大体先ほどの言われたのに近い形。

榊山委員 なるんですか。

遠藤委員長 はい。幾分け上げのほうが小さくなる可能性はあります。

榊山委員 それで重量が2トンとかというブロックが。

遠藤委員長 4トンも入ります。右下のは、左側のは倍の大きさがあります。

多少、そういう面のバリエーションはあります。

ここでは、今までかなり直線的で余り色なども考慮はできなかったものを、こういう形で考慮できるものが、いろいろ工夫ができるものがあるといことで提案されたといことです。

榊山委員 宮脇先生のご意見で、なるべく自然石を配置したデザインが好ましいといんじゃないかとい意見があったんですけども、ブロックのともと中央部にあいている隙間に自然石を入れることもできるし、あと、今見せていただいた写真のように、コンクリートの部分のところにも自然石を埋め込むといことでしょうか。

遠藤委員長 そうです。

榊山委員 その場合、今の写真ですと、モルタルで覆ってあるような写真出ていたんですけども、自然石はそのままあられるような加工もできるんでしょうか。

遠藤委員長 覆ってないです。自然石そのまま埋め込んであるだけです。

榊山委員 さっきの写真ですと、全体が白っぽく見えて、中に石が潜っているようには見えなかったんですけども。

遠藤委員長 これが、ちょっと凹凸が見えませんが、むしろこれいろいろなケースがありまして、たくさんもって出ているケースもある。それからほとんど出てないのもある。それから使い方によって。それから穴の部分もありますけれども、この穴の部分を必要としなければ埋めてしまうと、そういうのもあります。ただ、こういうことができるようなブロックの型枠がないとつくれないですね。こういうものがあるということです。

ほかにかがですか。松崎さんどうぞ。

松崎委員 今のを組み合わせ、このイラストですか。今、一個単位のを組み合わせる。

遠藤委員長 ですから単体です。その単体を組み合わせることができるということで、例えば私もいろいろ調べてみたら、こんなような単体があるわけです。それにいろいろ手を加える。それで、この場合は表面の型枠がないので、こてでならずだけなんです。ですから、その部分に何か必要なものがあれば埋め込みができるということです。

ただ、いろいろな形のものがあるんですけども、これはちょっとデコレーションをつけた。これもこの型枠の部分をこれだけつけてあげればこういう形になる。取ってしまえば前のと同じ形になるということです。

それから、これはちょっと左右だけじゃなくて上下にも凹凸があるという形です。

これは、基本は1.5掛ける1.5メートルなんですけれども、それ以外に倍の幅のものがある。これは穴をとってしまつてつなげたという形です。

松崎委員 すると1.5は、3.3。

遠藤委員長 これは、3掛ける1.5メートルぐらいでしょうかね。

松崎委員 そうすると長方形になるということですか。

遠藤委員長 はい。ですから、この資料の右下の左側とか右側ですね。それにデコレーションをつける。ただ、これはステップなんでこちらとは違います。階段状に今のこれはなっていないので、階段状になるものもあります。

ステップの場合はこんなふうになります。ただ、ステップが15センチとか20センチというようなことで、ちょっと低いかもしれませんけれども。階段のところはゆっくりおりていける。階段状になったものもスロープになったものも、実は隣同士にこれは問題なく置けるわけです。そういうのをできるのっていうのは実は探しましたけれども、もう1種類ぐらいしかないんです。つまり1社で全部の型枠があるということです。そうしないと、よそのとは組み込みがで

きません。ここはたまたまそういうのが見つかったということです。まだ使われてはおりませんが、例は非常に少ないです。ですけれども、環境問題などでいろいろ重視しているところが使われてきて。これと同じような検討をされているところに使われているケースもあります。

これが小さいほうの、ステップのついたものです。これはちょっと切り込みといいますか、ここのところはちょっと大きいんですけども。小さいのもあるという形です。ここにステップがある。ここところは、実際、画像を見てもほとんど平らなんですけれども、ここところのプレートを置くか置かないかということで平らなものが出てしまう。この高さの分だけ小さくなりますけれども、こちらのほうは、これを置くか置かないかで平らなものもできるし、それからステップのものもできる。それから必要ならば、この高さも変えられるということです。

ですから、バリエーションとしては非常におもしろいんじゃないかなと。あとは、景観上ですね。いい形として、今のよう。宮脇先生の話ですと、極力コンクリートの部分が見えないようにということですから。従来のこういう形のもので何か置いたものというのは、1回入れて、その上を研磨しているんです。ですから物すごくお金がかかってしまう。この場合はもう入れたままです。入れ方も高さは自由に、奥に入れてもいいし。これをつくる過程で簡単にできるということです。こういうのがいろいろ調べた結果出てきたということです。

ここでは、ですからこういうような形のものを用いると、実際は、15メートルですので、1.5メートルとしても数はそれほど多くないわけです。ただ色がついたりしますので、遠くから見て、ああそこは何かあるなということがわかるようなことができるんじゃないかと、そういうご提案です。宮脇先生言われたようなこともあったんですが、私も真剣になっていろいろ調べてみたらそういうことです。

いかがでしょうか。こういう方向でこの部分は具体的な作業に入りたいということです。

はいどうぞ。

佐々木委員 これ左上のブロック大きさは、これは幾ら言いました。

遠藤委員長 左の上ですか。

佐々木委員 ええ。

遠藤委員長 これはレンガを張ってあるような、この絵ですよ。

佐々木委員 ええ。

遠藤委員長 これは大体1.5メートル掛ける1.5メートル、大ざっぱにですが。

佐々木委員 そうすると型枠は全部一緒。

遠藤委員長 1.5メートルのものを2つ並べるか1つにするかというだけです。

佐々木委員 そうすると階段状という形をつくる……

遠藤委員長 それは横です。

佐々木委員 いやいや横につくったとしても、45センチのけ上げが何センチとかこういう設定をするには、無駄が相当出てくるということですか。

遠藤委員長 何ですか、無駄というのは。

佐々木委員 階段、積むのが。け上げ15の踏みづらが45という設定にするには、これは1.5を半分に割れば75センチですね。

遠藤委員長 そういうふうな型枠にもなっているわけです。

佐々木委員 いやそれは……

遠藤委員長 型枠は規則的なステップになるかどうかという話ですか。

佐々木委員 ええ。それとやっぱり写真と階段のイメージとは全然違うから、あのブロックでは……

遠藤委員長 あれは……

佐々木委員 あのブロックがこれに当てはまるというイメージがわからない。

遠藤委員長 バリエーションだから、埋め込んだという話です。実際は、そういうのはちょっと手に入らなかったもんです。

規則正しい階段にはなりません。ただけ上げの問題が少し小さくなるかもしれませんが。

佐々木委員 だから幅は15メートルしかないわけですから、余り何かバリエーション、バリエーションと言ったって、そんなにつくれるような幅じゃないですよ。

遠藤委員長 それは皆さんの考えで。ほかにこれからやるところもあるので、その前段階でひとつユニークなものをやってみようかという考えもありますので。ですから何十メートルも何百メートルもやるわけではないので、ある面では予想どおりいけばいいですけども、いかない部分もあるかもしれませんけれども。比較的狭いところなので、そういう面では次の工夫をするための1つの例ということにはなるかと思えますね。

ほかにいかがでしょうか。

工藤委員 1つお願いがあります。実は色なんですけれども。これはコンクリートの場合と、石の場合、乾いているときとぬれているときで色が変わるんです。基本的に乾いている場所であれば、乾いている色でうまく最初から色を考えるべきなんです。ところがしょっちゅうぬれ

るところは、濡れている色で最初から色を考えておかなきゃいけないんで、そこら辺のところは事務局さんに、やはりどのあたりはいつもぬれているとか、どのあたりはいつも乾いているとか、雨の日はぬれますから、それはまた別問題なんですけれども。そういうようなところを少し丁寧にリストアップしていただいてデザイナーに渡していただければと思います。石の色というのは、ぬれると緑になるのもあれば、赤になるのもあります。一般的には、コンクリートの色をつくる場合はぬれれば暗い色になるだけなんです。そこら辺が違いますので、色が変化しているということを頭の中に入れながら、少しデザインしていただけたらありがたいということですね。

遠藤委員長 そういう工夫も織り込んでいくということですね。

ほかにいかがでしょうか。

後藤さん。

後藤委員 緑化試験の問題もあって、一番右下の階段のところも穴があいたようなものあって、下がコンクリートで押えられるんでしょから、少しそういった形、前面がぺらっとしてないで、穴をあけて、じゃそこにどういうものを、砂を入れるのか、砂利を入れるのか、管理の問題もありますので、そうすると多少緑化の試験もできていく可能性が出てくるんで。できれば、右下のような、機能上悪くなければ階段部分も少し穴があいていて、何かできるような形ができればいいなというふうには考えます。もちろん、安全性とかあるんで、それはご検討いただいて。非常におもしろいかなとは思っています。

それから、さっき言っていたのは、護岸ブロックの中で段差をつくれるから40センチ間隔にできるよということですよ。要するに1つのブロックの中に、こういうのをつくっていけば、普通の階段と同じようなイメージになるということですよ。いいですよ、それで。

遠藤委員長 そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

じゃこういうものを織り込んで、景観上すぐれたものに工夫をしながら少し配置などを考えていくということで進めていくということによろしいですか。

(「はい」、「異議あり」の声あり)

佐々木委員 まだちょっとイメージがつかめないんで、皆さんそうだと思うんですけども。2ページ目の、白黒の図面ですとやっぱりイメージがつかめなくて、今までのからすると最終的にあと事務局にお任せしてというふうにするには、やっぱりでき合いをもっとイメージつかめるような資料を示していただかないといけないんじゃないかなと私は思ったんですけども。

最終的にこれで行くというのをもうちょっと素人にもわかるような図面で示していただけないでしょうか。

遠藤委員長 こういうことができるというものだということが1つと、あとは景観上というのは結構いろいろあるもんで、それは実際つくる前に、こんなになりましたと。ですから、例えば色をつけるということでいうとレンガなんかがありますよという話だったんですけども、宮脇先生は、極力レンガにするか何にするかは別として、コンクリートの部分は減らしてくださいというようなイメージなんですね。ですから、そこは、まだ例がないんで、上手く絵のかける人がいればかいていただくと。ですから、これでひとつ絵は色をつけてやっていただくというのは次のステップは必要だろうと思いますね。ただ、基本としてはこれで行くということが決まればいいです。

及川委員 コンクリートの面が宮脇さんは気にいらないというけれども、別にそれにこだわる必要はないと思うんだけど両脇が石なんだから、違うコンクリートならコンクリートでまた違った感じになると思うんですよ。両脇が石じゃないんで、ここに石をつけるというのはわかるけれども、石があるところにまたわざわざ小さい石をくっつけたって余りどうかなという気は私はしたんですけども。

この右下の図面で、これはこれでいいとして、真ん中の穴のあいているところへ石にこだわるのであれば、この穴に入るくらいの石を置くとか何かして、あとの階段の踏みづらはもうコンクリートのままで十分だと思うんですよ。そこまで、小さい石をぼこぼこ入れたって、余りどうかなという気はしたんですけども。

遠藤委員長 宮脇先生、たまたま会議に出れないということで、メールで情報を寄せていただいているわけですが、宮脇先生に限らず、こういった問題は非常に主観的といえますが、景観というのはかなり個々に違いますので、それを個々の意見としてどこまで採用するかということではなくて、やはりそういうアイデアを出していただいて、そういうアイデアが盛り込まれるような形のものを工夫していきましょうと。そうしないと、Aさんが言ったから、Bさんが言ったからという収集がつかなくなってくるので、私の考え方としては、そういう意見もあるということで、そして、ただ大部分の皆さんはそれはまずいということになればよくないですけども、三番瀬ということで時間といろいろ議論をかけて検討してきていますので、その結果として、やはりやってきたかいたがかったなというものができるのが皆さんの1つの目標だと思いますので、そういう意味で、ちょっと工夫してみると。先ほどちょっとお話しありましたけれども、短いからやっても余りぱっとしないんじゃないかという考えもありま

すし、短いから思い切ったことをやってみようという考えもありますので、今回はそういうことで、こういうのが出てきていましたからこれでやってみてはどうか。

先ほどもありましたように、ちょっと色をつけたものは一度これで進めるとしても、一応ちょっと提案していただくということは残っているかと思えます。その辺は、一度ちょっとどこかで報告していただくということでいかがでしょうか。

(「いいんじゃないですか」の声あり)

遠藤委員長 はい。では、この部分に関しては、そういう形でこういうものを考慮しながら色がついたものができるだけ早く得られれば、それを報告していただくということで進めていただくということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2、同じ2丁目ですけれども、1期地区の護岸バリエーションについてということで、では事務局からまた説明をお願いします。

事務局(白藤) 続きまして、議題(2)の2つ目の1期地区護岸バリエーションについて説明します。

お手元の資料5をごらんください。

1ページ目には、前回の8月3日の検討会と9月8日の勉強会の意見等をまとめてございますが、先ほど報告事項での説明と重複しますので割愛させていただきます。

2ページ目をごらんください。

塩浜地区のまちづくりの状況を確認の意味で添付させていただいております。

次の3ページでございますが、ここから親水整備に向けた条件 といたしまして、公園予定地前面の現況の地盤高についてご説明します。

実は、この100メートル区間には高低差が若干ありまして、少し低いことがわかりました。左下の横断図のとおり、No.56の海岸保全ラインでAP - 0.9メートル。そこから、図面右に向かって徐々に高くなり、No.59でAP - 1.3メートル、そこから右にはまた浅くなっているようです。

このページで言いたいのは、この区間がほかの区間に比べて水深が深いため、親水利用に向けてはちょっと安全性に配慮する必要があるということがわかりました。

続きまして、次の4ページをごらんください。

親水整備に向けた条件 といたしまして、海側のH鋼・捨て石に関する条件を示してございます。

上の右の赤枠でございますが、親水空間を創出する際の条件として、既に整備されている海側H鋼は捨て石の円弧滑りを抑止するための護岸に必要な構造であるため、変更することは困難と考えております。

よって、バリエーションの整備に当たっては、海側H鋼の存在を前提として検討する必要があると考えております。

さらに、高潮対策のため、海側H鋼よりも陸側部分は基本断面を踏襲した整備を基本としたいと考えております。

以上が、事務局が考えている条件でございます。

逆に、上の基本断面の図面の左の吹き出しにあります海側H鋼より海側の前面、この赤いところですが、約7.5メートルについては変化をつけることは可能でございます。

変化をつけた例といたしまして、左下に2つの例を書かせていただきました。

まず、上のA P + 1.0メートル地点より2メートル陸側にセットバックした場合です。

これは、赤い破線の基本断面に対し、海側のH鋼の上端の高さで2メートル海側にセットバックした場合です。この場合、A P + 1.0メートルの高さで、約2メートルの平場を確保することができますが、背面の胸壁の高さが7.2メートルから若干7.4メートル、20センチ高くなる必要があります。

次に、その下ののり先部に砂などを付けやすくした場合でございますが、これは、のり先のブロックに変化をもたせて、くぼみなどを確保するケースでございます。

石がないくぼみの分の断面積は、のり先にその分の石を据えつけることにより、交互に必要な断面積を確保するというふうにしております。

この場合の課題といたしまして、吹き出しにありますように、砂をつけた場合には砂の流出防止柵が必要となることや、さきに説明したように、前面が比較的深いため安全性の配慮が必要となります。

ページの右側に移っていただき、仮に護岸を陸側に大幅セットバックした場合の、そのときの課題を整理してみました。

赤い破線が基本断面で、赤い実線のように護岸の法線を陸側に組み込ませた場合でございます。このときの課題として、やはり背後地をさらに高くする必要があると。また、護岸の勾配が3割から急勾配になるため、自然石の安定が保てられなくなり構造の変更が生じてしまいます。

さらに、十分な平場が確保できますが、この平場の高さが右側のH鋼A P + 1.0メートルよ

りも高い位置になってしまいますので、この高さですと、下に書いてありますが、今、隅角部の砂付試験の結果による、生物が多く確認された高さよりも高い位置になってしまいます。

このような検討をした上で、事務局の案でございますが、次の5ページをごらんください。

左の囲みの整備概要でございますが、安全に水際までおりられる階段を3カ所としました。

階段はブロックタイプをイメージしており、中央の階段は駅から真っ直ぐ予定されている道の交差部に入るし、広く20メートルを確保しております。これは、習志野の茜浜と同じぐちの規模となります。両側2カ所の階段の幅は10メートルとしました。階段ののり先は、自然石1トンによって洗掘防止等の役割を果たすとともに、水生成物に配慮した空間としました。

水際の縦断的な移動に配慮して、滑りやすい区域を避けて適当な高さに小段を設置するというように考えております。イメージ的には、平面図や下の横断図のとおりでございます。

一番下に根抑えの整備イメージがありますが、これは階段ブロックの場合、のり先の石を配置する検討をした場合の根拠資料でございます。

以上が、構造の概要ですが、左下の写真のように、階段ブロック　ブロックの種類はこれから別に検討しますが、によって水際までおりられる箇所を3カ所設けるとというのが特長でございます。

これが資料5の説明でございますが、最後に、もう1個資料があると思うんですけども、本日の委員会当てに、きょう欠席の倉阪委員から意見をちょうだいいたしましたのでご紹介します。

四角の枠の中ですが、護岸のバリエーションの検討が終盤に近づいていることは承知しておりますが、「人の健全なにぎわいが期待できる護岸になるかどうか」について、再度確認していただければ幸いです。

「海に向き合うまちづくり」を市川塩浜ですすめられるに当たって、人が海に親しむことができるような護岸になっているかどうか、今一度検討していただければ幸いです。

茜浜、新習志野、新検見川などの護岸は、残念ながら、人のにぎわいに欠け、特に夜間には近づくことがはばかれる護岸となってしまっています。そのような護岸を、市川塩浜2丁目で作るべきではありません。

しかしながら、これまでのバリエーションの検討状況をかんがみると、徐々にバリエーションの幅が縮小していき、工業地帯にありふれたような護岸がつくられることに終わってしまうのではないかと危惧しております。このままでは、ブルーシートの不法居住者があふれる護岸になってしまわないでしょうか。

昼間は、三番瀬の景観にふれ、三番瀬の恵みを楽しむ人でにぎわい、夜間においても、レストランなどが開業し、食後などに健全な散策ができるような、安全でにぎわいのある護岸にするべきです。おそらく、地元の経済にとっても、このような護岸の方がよいと思われるのではないのでしょうか。

このために、例えば、茜浜などとは違った工夫（景観上の工夫（護岸の配色、緑化等））、構造上の工夫（眺望の確保、海とふれ合う場の確保等）、その他の工夫（安全面の配慮、商業施設との連携等）どのように凝らしたのかを具体的に説明できるようにしていただければ幸いです。

以上な意見がございました。

以上が、バリエーションに関する資料5の説明です。よろしくお願いします。

遠藤委員長 それでは、今ご説明いただきましたが、こちらのほうは、今度は100メートル区間、それで、今説明ありましたような案が出たわけですけれども、今、倉阪委員が出れないということでこういった意見が出ておりますけれども、なかなかどういう形がいいのかということをお互いに違うにしても、具体的に提案をしていただければいいんですけれども、抽象的な表現で言われてもなかなかどのように考えたいのかわからないというところがちょっとありまして、そこは難しいところなんですけれども。いずれにしても、皆さん思い入れがあってきているわけですので、そういったことが少しでも改善できるような形であるとと思います。

それで、にぎわいというのが1つあるわけですけれども、果たしてこの場所はどのようなふうになるのかというようなことが1つあることは私も前からいろいろ考えておりまして、海だけではなくて、その辺の周りの地域がどうなるかということにもあると思います。

横浜の山下公園は、皆さんご承知だと思いますけれども、距離はたかだか2キロ弱しかないわけですけれども、非常に周りにはビルなどがたくさんあって散歩道になっているということから、常に人がおりますし、また陸から海を見た場合でも対岸が見えるし、また海の中では海洋少年団が船をこいだりして練習をしていたり、あるいはタグボートとか、そういったものが頻繁に動いている。ですから、動的、静的なそういう対象物があるという意味では、黙って座ってみてもまあまああきない、私も、何十回も行っていきますけれども、そういう環境なんですけれども。

ここの環境はどのような環境になるかとちょっと想定がしにくいわけで、それには陸側の要素がかなりウエートはあるだろうと思うわけです。それから海側についても、今のところ対岸は見えませんが、夜はどういうふうになるのかなというところがあって、そういった状況

の中で議論していくというのはひとつ現状なわけですが、そういうものも考慮して、いろいろご意見をいただきたいと思います。

こういったブロックを使いますと、大なり小なりこの絵にありますような格好になるというのはわかるわけですが、結構種類がたくさんありますので、そういう面では、再度もう少し綿密にいろいろ調べてみると。ただ、何を要素として選ぶかというのが個々に大分違って来るんですね。ですから、人によって主観が違ってきますので、その辺をどのようにクリアしていくかという問題が残されているのではないかと思います。それは、具体的な例を提案して、その中から選ぶという形にしかなかなかできないのではないかと思います。

ちょっとそれはともかくとして、今の説明がありましたけれども、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

はいどうぞ。

及川委員 後ろが公園ということは決まっていますが、公園がどうなるかもまだわかってないことだから、後背地の高さまで変えるような護岸の作り方はちょっと私とするとおかしいんじゃないかと思います。

必要高さが7.2で行っているのなら、その範囲でいじるのであればそれは構いませんけれども、護岸をセットバックしたために後背地を……これからやらなくちゃいけない後背地をわざわざそこに、その場所だけ変えるようにするのは、ちょっと違うんじゃないかと思っています。

だから、わざわざそのためにのり先のすごい変化をつける必要があるのかなとも思いました。

以上です。

遠藤委員長 ほかにご意見ありましたら。

後藤さんどうぞ。

後藤委員 実は、前回の検討委員会のさっきの議事録の話があったんですが、皆さんから水に触れ合える構造にしようよと、それから、できれば入っていける構造を何とか追求できないだろうかということで、皆さん一応そういうものがベストだよと、いろいろな制約はあるんでしょうけれども。さっき検討した50メートルのもの、あの中でもちょっとセットバックして、後ろが10センチ上がるよという、階段の部分ですね。石段の部分のほうは上がるよという話があったんで、むしろ、僕は、今まで議論してきた中で、セットバックをできるだけしてみると、それでのり先をどういうふうにしていくか、すれば安全におりられるには、やはり砂なり何なりがあったほうがいだろうと、というようなことで、その中でおさめる方法がないだろう

かということ、もうちょっと真剣に、目的が皆さんが共有できていますので、そのとにかく水に触れたいと、見るんじゃなくて触れたいということと、それから安全に、ある程度おりられるという状況ができれば、安全性を考慮しながらできる範囲でやっていくということをやっぱり追求していったほうがいいのかと思っています。

遠藤委員長 松崎さんどうぞ。

松崎委員 今、20年2月の換地想定図ですか、これを拝見しているんですね。公園とか、市所有地とか、環境学習の場とか漠然としているんですね。倉阪委員のイメージは、もうご自分の頭の中でこういうシチュエーションだということを描いているんだろうと思うんです。レストランがあって、散歩ができてとか。だから、要するに市の所有地で、じゃ私もいろいろなシチュエーションを描いていますが、勝手に描いてもいいもんなんですかという、市の所有地に関して。ただその辺がわからないんですよ。自分で勝手に描くことはもうできますけれども。そこに屋台があって、1杯飲めてとか、何か倉阪先生のおっしゃっているこのイメージも僕は持っていますけれども、前からもう僕がしたのは、防犯上どうするんですかという、ブルーシートの件とか、転落事故とか何か、それから若者が暴走したりしないかと、その辺のことをイメージ、倉阪さんもイメージしながら、しかもレストランがあったほうがいいねとか、この辺も私もそういうイメージは持っていますけれども、これについては市所有地となると、私が勝手に描いていいもんなんですかという話なんです。

遠藤委員長 及川さんどうですか。

及川委員 水に触れるというのは、委員の方皆さん共有していると思うんですが、我々にすれば、そのために工事がおくれるというのは、水に触れるための第一なのはわかりますけれども、そのためには、工事も今までどおり進みながら触れるようにしてもらいたいんであって、そのためにじゃ検討するから少しゆっくりでもいいんじゃないかというのは私は賛成できません。

遠藤委員長 後藤さん。

後藤委員 別におくらせたいと言っているんじゃなくて、もう今までいろいろ議論していますので。それからさっき事務局が言ったH鋼はもう打ってあるよと。そういう条件の中でどれだけできるかということをやっぱりそれはおくらせないという条件のもとで、いいものをつくっていきましょうということで合意しているんですから、やはり極力できるだけできるというものをやっていきましょうと。

先ほどの50メートルの範囲の横の石積みのところはセットバック2メートルして、階段で

おろして平場をつくって、だけれども今度の場合は平場をつくる必要はなくて、要するにそれがアプローチがかかったときに、できるだけ海側が今の海岸保全区域の中でできれば、砂をつけていける方法がないだろうかというところを追求したほうがいいのかなと僕は思っています。

本当につくっちゃって、後から護岸をつくってまたやり直しましょうというようなことはできませんから。駅からせっかく公園が予定されていますので、そこでみんながよい環境になれば。

それから、もう一つは三番瀬の再生ですので、砂付試験も若干やっていただいて、効果が見えてきますので、少しでもそれに向けて、何メートルでもいいから、何十センチでもいいから、そういうものをつくっていこうという努力をしないといけないのかなと思っています。

それから、これ3つに分けていますよね、100メートルの範囲を。僕小間切れにするのはいいのか、美観的にやっぱり何かこれから来たときに護岸のほうがばらばらばらとなっているのがあるのか、たかが100メートルですから統一した形でやってもいいのかなど、さっきみたいな小間切れじゃなくて。そういうことも考えたほうがいいのかなと思います。

それから、さっきのブロックの中で穴をあけるものがありましたので、そういうものというのは、結構、そこに例えば砂を入れていくとか、そういうことも、ただ下のほうまで余りやると水をかぶって滑ったりしますので、そういう穴に砂を入れてみるとか、何かそういう工夫は少しできるのかなと思っています。

以上です。

遠藤委員長 佐々木さんどうですか。

佐々木委員 砂をつけるという行為が、海岸保全区域の中じゃないとできないのか、これは、ちょっと聞きたいところだったんです。

いわゆる石ののり先が海岸保全区域から先に出るということは、もう皆さんがそれはまかりならんという形でこれスタートしていますけれども、砂付けまでがそれをやらなければいけないという設定なのか、それが皆さんがそう思っているのか、ちょっと私も……私は、砂付けは別と考えているんですが、そこら辺ひとつ聞きたいのと、やはり護岸のバリエーションという考えの中で、この部分については、やはり水に親しめるという皆さんの一応の合意というふうにとらえたとしたら、やはり大胆にそこにおりて遊べるようなものというのを、前回は意見出したと思いますが、そういう方向で考えていきたいというふうには思っております。ただ、どうやればいいのかというような専門家じゃないんでわからない部分がありますけれども、老若男女といえますか、がおりられるということをやったりやっていただきたいなど、そんなには思

っております。

遠藤委員長 ちょっと事務局に聞く前に、三橋さんどうですか。

三橋委員 2ページと1ページの文言と関連するんですが、まず1ページの真ん中、胸壁と背後地の整備について、下から2行目。後ろのほう、民地にこれはできないのではないかとということなんですが、2ページ目に行ってください。この20年2月の換地想定図、この中で、問題が2つあると思うんですよ。保留地と民有地の換地、これは保留地と民有地ってどのくらいになるのか計算ができていないのかできていないのか。

それから、もう一つ、市所有地はどう利用するつもりなのか。これがないと護岸の形が決まってこないんだけど、今までこの辺についてはお話しがなかったんですが、20年2月に換地想定図が出てきていて、区画整理方式でやるというのまで決まって、工事が終わるまでは地区計画とかという、何か複雑な関係になるみたいなんですが、これ海岸線にくっついて民有地がなくなるんですよ。環境学習の場から公園までの範囲では。海岸に接触する場所に民有地がなくなるんですよ。たがらこの土地をどう利用しようかというのは市の結論によってかなりのバリエーションが考えられるのかなど。これがないと護岸をつくっちゃってからいやこんなじゃ市が考えている土地の利用はできないよというようなことにもならないようにしてほしいんですが。

東條さん、その後、前回の会議の後何か進んでいるんでしょうか。決まっても構想だけでもいいですよ。まさかここを私有地になってまた工場にしようと思っているわけじゃないですよ。そうかといって、この前もちょっと話したんだけど、超高層マンションにしようと思っているわけでもないと思うんですよ。そうしたら、ここがかなり自由な使い方ができるんじゃないかと、だから我々夢でもいいからぶつけておくか。実際にやる時は市当局といろいろなやりとりすればいいんじゃないのと。ただ再生会議がなくなっちゃうそうだから、その場がなくなるのかどうか、ということもあるんですが。なくなっても、また違う形で何らかの協議の場というのはできるんでしょうから。まさか住民参加と情報公開は嫌だよと言っているわけじゃないんでしょうから、再生会議をなくしたいって。

それから、何か十分にもう目的を達したみたいなの、知事の見解なんだろうけれども、あとはこちらで勝手にやるということじゃないと思うんです。だとしたら、この辺、わかる範囲で。もしかしたら東條さんの頭の中で考えているだけでもいいから、お話ししてください。

遠藤委員長 ちょっと質問ありますけれども……

田草川委員（代理：東條） まず、市川市所有地、これは海側に換地された場合の市のこの

土地利用はどうするのかという話しだと思いますけれども、基本的には、公募、このまちづくりにふさわしい土地活用はどうあったらいいかということで公募すると思います。

三橋委員 プロポーザルみたいな形みたいに。

田草川委員（代理：東條） そうです。その中で、何案か出てきて、市の中でも、学識とか、地元団体からできていますまちづくり懇談会とかというのがありますので、そういうところで意見を聞きながら、最終的には、市の内部の組織で決めていくかとは思いますが、ただ、皆さんが思っているような突飛なものができるかどうかというのはちょっとまだ結論としては出ていません。

それから、公園の位置なんですけれども、この位置はほぼ確定しております。ただ、市有地の公募という話になりますと、この公園についてもうまく使えるのかなと、そういうことも考えられます。ですから、この辺は、民有地では駅の近くで、皆さんがある程度商業的な開発をする、市川所有地については、そういう条件のもとでどんなまちづくりが一番適当なのかということプロポーザルしていくと。最終的にそう決定していくというような流れになるのかなと思っています。

それから、ついでで申しわけございませんけれども、先ほど公園の前面のバリエーションのところいろいろ階段、あるいは自然石の部分が出てきているんですけども、市のほうとしては、一体的にこんなに小間切れにするんじゃなくて全体的な考え方で海に親しめると、直接触れられるような海岸の構造がいいんじゃないかなというふうに考えております。

三橋委員 すみません。もう一つ。さっき質問で言っておけばいいんですけども、問題は民有地、換地の民有地。これが市の所有地の利用方法によって、こちらがこういうふうに使いたいんだという制限がないほうがいいですよ、できるだけ少ないほうが。民有地はどう使うかというのは所有者はある程度もう想定もしているんでしょうし、ここをプロポーザルなんかしないだろうから。だとしたら今の現在そうじゃないんですけども、換地後の利用に市所有地がこんな使い方をしたから我々こんな利用しかできなくなったって、可能性を狭めないようなことというの必要なんじゃないかな。地権者の立場に立つとそういうことなのかなという気がするんですが。そういう話し合いというのはどうなっているんですか。

田草川委員（代理：東條） ですから、今後進めていくんですけども、前提は、民地のほうが先です。先にある程度土地活用が決まって、そういう条件のもとで市有地はどうあったらいいのかというのをプロポーザルしていく。

三橋委員 じゃ私の考えているのは逆ね。わかりました。

田草川委員（代理：東條） はい。ということです。

遠藤委員長 関連で、歌代さんどうでしょうか。

歌代委員 私は、市川のほうのまちづくりの懇談会に入っているんですが、私どもの考え方、市はどうか知りませんよ。考え方としては、背後地が7.2という一応構想になっていますよね。その間はグリーンベルト地帯ということで、7.2メートルとすると10メートルちょっとぐらいのグリーンベルトが必要なんじゃないかということで、その市有地がグリーンベルトという形になるのではないかとこのように考えております。それで、私どもの、市川市の中の懇談会においては、そういう主張をしております。

以上です。

遠藤委員長 今ちょっとお話しありましたけれども、公募等、市有地のほうの計画が先なのか民有地のほうが先なのか、様子が変わってくるだろうと思うんですけども、公募をするというようなスケジュールを少し早めるとか、何が原因でおくれているというか、護岸はご承知のようにどんどんどんどん進んでしまう。それで前から背後地がどうなるかという議論はたくさんあったわけですけども、ともかく護岸のほうは防災上の問題があるので、陸側はさておいても進めましょうということが過去にもあったし、また今また振り返ってみると、やっぱり陸側の様子によっても考えたほうがいいんじゃないかということで常に堂々めぐりしているところがちょっとあるような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

はいどうぞ。

田草川委員（代理：東條） 少し実は進みました。まずは、区画整理のための事業認可の手続を実際コンサルタントを決めてやっていこうという動きが出てきました。これはつい最近です。ですから、順調に進んでいけば、近々そういう事業認可の手続に入って、たまたま規模的にもそんなに大きくありませんし、地権者もそんなに多くないんで、進むとなると結構早いペースで行くかと思えます。そういう中で、各民間の地権者の方には、できるだけ土地利用転嫁を早く進めたいというようなことがあるでしょうから、その意向を見ながらということになりますと、24年とか25年ぐらいが市の土地活用について細かく検討していかなくちゃいけない時期になるかと思っています。

遠藤委員長 今の24年、25年というのは、1つのデッドラインとしてそこは明確になっているということですね。わかりました。

先ほど、佐々木さんのご質問の砂をつける云々という話で、何か事務局のほうからコメントがありましたらお願いします。

事務局（白藤） 砂付けなんですけど、護岸安全面の海岸保全区域外に砂付けについては高潮防護の海岸事業では困難である。海岸保全区域外への投入は海岸事業では難しい。

三橋委員 どういうこと。保全区域の海側なら勝手にやってくれということ。

事務局（白藤） 海岸事業費での行為というのはできません。

遠藤委員長 はい。

佐々木委員 三番瀬の再生事業という大きなテーマがありますよね。砂をつけるということが再生につながるということにはならないんですか。

事務局（白藤） ですので、もしそういうことであれば、庁内のそれに該当する部署の予算をもってやるというのが適当ではないかと思います。

三橋委員 それは再生会議の問題でしょう。なくなるようだから。

及川委員 今の話しだと、例えば、今、堤防をつくっている事務局ではそういう予算は認めないけれども、ほかの課でやった場合はそれは黙認、黙認というか構わないということでしょう。そういう言い方でしょう。違うの。おれはそうとったんだけど。ここでは金は出しませんよと。

事務局（中山） それでは、今の説明がちょっと不足していたんで事務局から失礼します。

今、塩浜の2丁目の工事は国の従来まで補助事業ということで、国のお金をいただいて、あと県もその相応分の負担をしてやっている工事なんです。海岸高潮対策事業という工事として、それにつきましては、何をやるにしても国の許可が要するという仕組みになっていました。今言われているのは、海岸保全区域として認められるのであれば、それは国のお金を投入することはできると思います。ただ、海岸保全区域の中での作業という大前提がありますので、今言われているように海岸保全区域以外に砂を設けて、仮にそれが高潮対策に効果があるという場合は、海岸保全区域の変更が必要になってくるということです。

平たく言えば、今の事業じゃなくて、千葉県が進めています今の自然再生事業の中でやるとすれば、それは海岸保全施設にはなりませんので、それは勝手にやってくださいという話になると思います。

佐々木委員 ちょっとまたしつこく申しわけないんですけど、例えばA P + 1.0メートルから砂をずっと流していったら海岸保全区域の間は補助が出るということですか。国の工事になるということですか。

事務局（中山） ですから、それをやることによって、高潮対策になればということです。

佐々木委員 なるとしたら。

事務局（中山） なるとしたら、それはなるんでしょうけれども、非常に難しいと思います。砂ですからなくなっちゃう可能性がありますよね。

遠藤委員長 後藤さん。

後藤委員 今の状況で護岸検討委員会なりに僕らが苦労してきたのは、海岸保全区域の中でベストを尽くしてどうしていくかという議論をしてきて、それ以外のところというのはまた違う分野でしょうから。僕たちは、せっかく市川市さんも公園という予定地をほぼ確定ですと言ってくださって、そこにバリエーションを持ってきましょうと。それで皆さんの意見は水に触れられると。見るだけじゃなくて触れたいと、そういうニーズが出ていて、前回は皆さんそういう方向で行きましょうと。ただ、工事がおくれてもらっては困るよと。いうことはもう前提ですよ。それからH鋼を打ってある、捨て石はある程度もう積んであるということも前提にして、じゃ僕らはバリエーションを何のためにやってきたかという、少しでも三番瀬の再生に安全性とあわせたときに、できるだけベストを尽くしてきましょうと。いうことで、皆さんが触れ合えるような形でやっていくというぎりぎりの線でやっているわけですから、その中で最善のものをつくっていくというのはここで言わないと、これから先わからないよという話ししてもしょうがないんで、せっかく公園用地に市川市さんがやってきたんで、それは海とのアプローチがうまくかかるかもしれない。だったらそこで努力しましょうというので決めていかないと。だから、僕は皆さんのニーズをわかってますし、それから砂を入れる、入れないという議論今までありましたので、その中でどれだけ知恵を働かせて少しでもいいものをつくっていくと。それは安全性はもちろん確保するというので議論していかないと。

それで、この前は石積みのずっと今の基本形で行ったんだったら物すごくつまらないと思います。横もバリエーションをつくりましたし、セットバックもして、10センチ胸壁が上がるということもやりながら、公園用地ですから、何メートルが行けば20センチでもできると思うんです。数十センチのことを嫌だよと言って、前を将来に向けていいものにしていくか、していかないかということを考えれば、せっかく公園用地ですので、そういう条件が整っているわけですから、その中でいいものをつくりましょうという議論は詰めていったほうがいいんじゃないですかね

遠藤委員長 竹川さんどうぞ。

竹川委員 今の歌代さんのグリーンベルトの話なんですね。やっぱり管理道路7.2メートルですか、護岸道路沿いの。これについて、再生会議のほうはもちろんですけども、前から大体の合意が得られて、グリーンベルトがぜひとも欲しいなど。行徳の東條さんのほうにちょっ

とお聞きしたいんですけども、行徳の支所の計画、方針の中に三番瀬というような名前が出てきていないような気がするんですよね。ですから、結局そういうグリーンベルトを、歌代さんのご意見を受けて市川市がこれやるとすれば、7.2メートルのこの長さ、かなりの幅、広さがありますから、やっぱりこれは市川市が多少財政的に無理しても自前でやっぱりつくるといような意志がなければ、その市有地はそういう形になっていかないと思うんですよね。ところがずっと見てみますと、絶対に市川市さんは県が出さなければというようなことで、最後まで頑張られるんですね。だからそういうスタンスでは、これはやっぱり四、五年たってもできないんじゃないか。そうでなくて、本当にやっていくんだということであれば、行徳の支所の方針の中に少なくともそれぐらいは入っていてもいいんじゃないかなと、もう既に公園の計画が決まっているとすれば、米山さんが引越すかどうかわかりませんが、やっぱりそういう可能性があるとしたら、少なくとも、グリーンベルトだけは最初に具体化することができるんじゃないかと思うんです。その意思があれば、いかがですかね。

遠藤委員長 はいどうぞ。

田草川委員（代理：東條） その質問にはちょっと今即答では答えられません。ただ言えることは、海岸保全区域で必要な分であれば当然県がそろえるべきであると。市はそうやって考えます。ただそれができないのであれば、市はそれなりの協力はして、こういうことも考えられますというようなスタンスで今動いています。

以上です。

遠藤委員長 大分時間も経過したんですけども。

大野さんどうぞ。

大野委員 今、5ページのバリエーションのところでもいろいろお話しをしているんですけども、倉阪委員のペーパーのほうの下から3行目ぐらいにもあるんですけども、その他の工夫で安全面の配慮というところがありまして、そこを私どもその辺がちょっと気になるというところではあるんです。

今回の資料の5の1ページにも護岸バリエーションの、海においていけることが必要と、前回、確か榊山委員さんのほうから、このあり方について、実際水に触れるのが必要なのかどうかしっかり議論したほうがいいという意見もあって、私もそれはしっかり議論していったほうがいいのかと。その前提として、かなり前ですが、及川委員と松崎委員のほうから、いろいろ安全面についてありました。及川委員のほうから、下のほうは平らでも危ないということで、私ども海岸管理者は標準断面であれば注意看板でいきたいと。これは海岸の自由使用を妨げな

い範囲で、リスクについては利用者がみずからが負うという立場ですと。ただし看板を密にしてというふうにお話ししてきたつもりであります。

今回、このように水際まで階段があると、この階段というのはもう設置される方が人を呼び込むわけです。ここまで来ていいですよ。となると、一般部と随分話が変わってきてしまうんで、安全面に対しての配慮というのは相当注意しないとイケない。多分、倉阪委員もその辺を心配されて書かれているのかなということで、これちょっと議論をしていただいたほうが。

それで、前回もあったのかちょっとわかりませんが、こういう固いものだと、どうしても海藻がはえて滑って危ないと。ならば砂場だったら大丈夫だということで多分今もう砂の話が議論されているのかなというふうに私理解していますので、この階段のままでずっといったら最後の下の部分ちょっと危ないんで、それについての安全面の配慮。他の所ではわざわざ入れないように柵をしたりなんかしているところも見受けられますので、その辺はちょっと配慮していったほうがいいのかなというふうに思っています。

遠藤委員長 及川さんどうぞ。

及川委員 私、確かに前のときは危ないと言いました。それは、もう前面に砂をつけるという話がなくて、そのときは全然出てなかったから。ただ石では、現在でもそうですけれども、もう石にカキがすごいんですよ。だからそうすると、もしそのままおけると危ないということも前のときは主張したわけですよ。市川市の話を知っていると、前面に砂をつけたいと、そういうのがあって、砂がつくんであればいいんじゃないかと。砂はつけるのが前提ですよ、当然ね。このままで砂をつけないんだよと言ったら危なくておりられません。

遠藤委員長 議論尽きないところですけども、やはり幾つか問題点が……はい松崎さんどうぞ。

松崎委員 東條さんをお願いしたいのは、なるべく多くの市民のニーズなり要望、提案を吸い上げるようなことをしていただいて、どこかの県知事さんが遅い遅い、何かどこかの会議は無用論だという私はそういうふうにとれてしまうんで、なるべく早く、行徳に関してはそういう市民のニーズを吸い上げていって進めていって、県を突き上げるような形まで持っていったらありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

遠藤委員長 今の関連ですけども、結局1期、2期、いずれも陸側のことが明確になっていないまま護岸が進んできておりますので、やむを得ないところもあったわけですけども、やっぱりその問題はいつも繰り返し、繰り返しなってきますので、一つ一つ期限を区切ってやっていただくとか、これは、なかなか難しいのはわかりますけれども、さもなければ、そうい

う議論をしないまま行かざるを得ないというような、前にも一度確認したことがあったと思うんですけども、しかしそれは余りにも無謀なところになると思います。

それから、また、例えば砂付けをするかどうかということについては、海岸保全区域の中で護岸断面がある程度決まっているわけで、そういうところでどこまで工夫したら本当につけられるのかどうか、つくのかつかないのかというところをもう少し厳密に議論しておかないと、何かやればできるような議論で進んでいたり、何かそういうところがあるんじゃないかと思えます。その辺については、専門的な立場からも議論しなきゃいけないんですけども、今の護岸の断面の中でつくように工夫するということがちょっと難しいんじゃないかなというのが1つと、それから実際に大幅な断面の変更が必要なんじゃないかと。あるいは保全区域、前後の問題があって、保全区域内では先ほど説明の中にありますように防災上の視点がまずあるということと、それから砂をつけたことによって防災的な機能が向上するというんであればそういうこともできるんでしょうけれども、そういう問題。まずできるのかできないのかということをもう少し明確にしておかないとちょっと問題だと。

それから、もう一つは安全面です。これは、一般論としては、人工的に手をつけてしまうとそれは管理責任が出てくるというようなことが一般的なことのようですけども、一方において、親水性とか、あるいは水に触れられるというところがあるんですけども、その辺の問題が背中合わせになっていて、おりられることはいいかもしれないけれども、事故が起きたらどうするかというようなどっちが優先なのか、優先といいますか、どちらを主体に考えたほうがいいのかということも少し1回詰めなきゃいけないんじゃないかと思うんです。そういう詰めがまだちょっと甘いところがあって、もう少し細かく議論していくと。ですから、きょうのところに限らず毎回出ている議題ってほとんど内容は変わらないわけですけども、少し事務局で問題点だけをピックアップしてもらって、その問題点がどうなのか、できることなのかできないことなのか、そういったことを少し要素をピックアップしてそこを中心にもう一回議論するというふうにしないと、やれるかやれないかが明確にならないまま、はっきりしてないためにそういう問題がクリアされない。もしできないとなれば、じゃ次のステップというのがあるかもしれないんですね。ですから、そういうふうにはいかないわけです。ですから、そこをもう少し明確にしておく。そういった議論は少し必要なんじゃないかという気がいたします。

それで、まだちょっとこの部分は時間があるようなので、今まで議論したものを全部整理しまして、そういった問題と、形状の問題というのは断面の問題いろいろ絡んできますので、そこをひとつ明確にしておくということをやってはどうかと思います。

それに関連して、はい。

後藤委員 ちょっとお願いしたいのは、資料4のほうの、きょう議論した横断図の2があります、下のほうの。2メートルセットバックして、ここは石積みでおろすような形ですけども、4のほうの下側です。これをベースに、階段をもうちょっと、例えば滑らない位置でどの辺がいいかわからないですけども、2.1から3の間ぐらいまでおろして行って、じゃその先をやった場合に、少しなだらかになりますので平場をつくらなくて、なだらかにやった場合に、そういうものが可能かどうかということは少しご検討いただいて、むしろこれが題材としてあるんで、無理なら、じゃどういうふうにそこからしたらいいかということ、ぜひこれちょっと詳細検討していただきたいと。それで、ここでは、例えば、これであれば標準断面+10センチと、背後がですね。書いてありますので、かなり明確な線が出ております。そのときに問題としてこうだよというものを整理していただければ、今白紙からまたやろうとすると何が何だかわからない。せっかくこっちのバリエーションの検討があったんで、じゃこの階段のところを、さっき言っていたブロックみたいなものを積んでうまくできるのかどうかとか、そうすると段差がどのぐらいで消化できるよというようなことを具体的に出しておいて検討していただければむしろそれを見てやったほうが、その場合に親水性をもちろん意識しながら、ぎりぎりの線までちょっと詰めていただきたいと思います。

遠藤委員長 白紙からということでもいろいろな議論出ていますので、問題点だけを明確にピックアップして、そうした上で、できるものとできないものを明確にするということを1回やって、そして杓をはっきり決めないといつになっても終わらない。ただ計画については、大分時間のかかるものも多いようですので、そのところは少しでも早く、それは前にも話したかと思いますが。というふうなことで次回進めたいと思います。

とりあえずきょうのところはそれでよろしいでしょうか。

それでは、今の件はそういうことにさせていただきます。

ここで会場の方、何かご意見ありましたら伺いたと思いますけれども、何かある方、手を挙げてください。

特にありませんか。

じゃまた何かありましたらまた伺うことにいたします。

それでは、次のその他ということで、事務局からご説明をお願いします。

事務局（保田） その他ということで、事務局から次回委員会の予定をご案内申し上げます。次回の第33回の護岸検討委員会ですが、来月11月8日、月曜日に船橋商工会議所にて開催

したいと考えております。委員の方々には改めてご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

遠藤委員長 以上で、本日の議事はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局（保田） 遠藤委員長、長時間にわたり議事進行どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、多様な視点から、さまざまなご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第32回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後7時26分 閉会